

2019年9月号 移転価格税務調査ガイドラインについて

2019年8月27日にBIRより移転価格調査ガイドラインの公表が行われました（RAMO No 1-2019）。

1. 移転価格税制にかかる流れ

これまでのフィリピンにおける移転価格税制の流れは、以下のとおりです。

2013年1月に移転価格におけるガイドラインが公表され（RR No, 2-2013）、関連者取引がある会社において、移転価格文書（ローカルファイル）の作成と保持が義務付けられていました。

しかし、その後も移転価格調査に関するガイドラインの公表はなく、本格的な移転価格税制に関する税務調査は行われていませんでした。

今回、移転価格調査ガイドラインが公表されたことによって、今後、フィリピンにおいても移転価格税制に関する税務調査が本格化するものと考えられます。

2. フィリピンにおける移転価格税制税務調査の留意点

同ガイドライン上、移転価格税制に関する調査を行う際には、移転価格文書とは別に、BIRが発表している以下の情報の提供が求められます。これらは同ガイドライン上に雛形が開示されており、開示されている雛形に必要な事項を記載し、提出することが必要です。

1. 関連者間の取引概要
2. セグメント別財務数値情報
3. サプライチェーン管理分析
4. 機能・資産・リスク分析
5. 会社事業の特性
6. 比較可能性分析のデータ

通常の税務調査においては、BIRの要求資料の提出には、5～10営業日しか余裕がない事が一般的なため、移転価格税制に関する調査でも、同様のタイムラインでの要求が行われることが予想されます。上記の情報を即座に記載することは難しいため、事前に準備しておくことが重要です。

3. 適用時期

本規則が承認後即座に適用開始のため、当該ルールは本メールマガジン発行時点で有効です。

4. 最後に

他ASEAN諸国における移転価格税制にかかる税務調査においても、本格的な調査開始時には、当局の担当官による理不尽な指摘が相次いでいたことを考えると、フィリピンでも同様の状態になる可能性が高いと予想されます。

そのため、事前に税務調査への対応の準備をしっかりと行っておくという点に留意が必要です。

会社紹介

P&A グラントソントン ジャパンデスク（担当：松下、川原田、今枝）

現在約 300 社の日系企業へサービスを提供。現地経営者、フィリピンマーケットへ進出を検討している日本企業の皆様へより、業務に深く関わったサービスを提供するべく日本窓口 1 名を含む計 4 名の日本人が対応しています。

P&A グラントソントン

1988 年 Benjamin R. Punongbayan と Jose G. Araullo によって設立。現在は、Chairman & CEO である Ma. Victoria Espano が指揮の元フィリピン TOP 4 規模の会計会社として、主にフィリピン企業の顧客を始め、外国企業のフィリピン進出増加と共に、日系企業へのサービスも提供。2019 年現在パートナー 21 名、社員 850 名の体制で構成されており、インターナショナルファームの一つである、Grant Thornton（グラントソントン）と提携し、そのノウハウを活かしながら、クオリティの高いサービスを、大手顧客から、ミッドサイズ、外国企業、スタートアップ企業まで幅広い顧客層へ提供しています。

お問い合わせ：

P&A グラントソントンジャパンデスク（松下、川原田、今枝）

Email : Japan.Desk@ph.gt.com

代表 HP www.grantthornton.com.ph

日本語会計・税務記事 : www.grantthornton.com.ph/newsroom/japan-desk/

この記事は 2019 年 9 月現在の情報を基に執筆されたものであり、内容の正確性については細心の注意を払っておりますが、保証をするものではありません。最新情報及び具体的な相談に関してはお問い合わせください。

© P&A Grant Thornton. All right reserved. P&A Grant Thornton is the Philippine member firm of Grant Thornton International Ltd (GTIL). GTIL and the member firms are not a worldwide partnership. Services are delivered by the member firms independently.